

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことであるだろう。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「相続診断士」が過去に経験した相続問題の解決事例を、一般社団法人相続診断協会の小川実代表理事から紹介してもらう。

相続において、不動産が関わってくる割合は50%以上になると言われています。これはつまり、相続トラブルに不動産が関わってくる割合もそれ相心に及ぶことを意味しています。

相続診断協会が制度の運営をしている「相続診断士」は、相続の知識を身につけて生前から相続問題や思いを残す大切さを伝え、日々お客様と一緒に相続と家族の問題に向き



小川実代表理事

合っておりますが、私たちが関わる案件でも不動産に関するものは多くなっています。一例を挙げますと、相談者のAさんは農家に嫁がれた方で、ご自身が亡くなった後の相続問題によって家族関係が壊れてしまうことを不安に思っておられました。というのも、Aさんは一度、ご主人が亡くなった後の相続問題を経験されていたからです。相続対策などは行わず、52歳で急逝されたご主人。この時に、不動産会社に言われるがままに土地を売却してしまったり、ご主人の弟の望むままに財産を分け与えてしまったため、同じく相続人で

## 相続診断士

あるAさんの2人の娘との関係がこじれてしまったのです。Aさんは、相続が家族関係を壊す要因になってしまっていることを知りました。だから、自分が死ぬ前に何とかしておきたいとの強い思いを持っておられました。

相談を受けた相続診断士は、まずAさんに相続に関する法律や基礎知識を理解してもらい、その後、Aさんの希望する資産分割案をヒアリング。続いて、相続人となる2人の娘にもそれぞれの思いをヒアリングしました。Aさんの希望は「土地を均等に分きたい」。長女の希望は「土地はいらす、現金が欲しい」。次女の希望は「農地としてはいらす、将来のパート経営のための宅地として欲しい」ということでした。

そして関係する三者の希望が出揃ったところで、相続診断士が同席しての話し合いを実施。ここでは、三者がAさんのご主人の死亡時に経験した相続時における無念を思い思いに吐露し、娘2人はAさんに対する不満や次の相続時の希望を包み隠さず話しました。これによって互いの理解が進み、相続診断士は具体的な今後のプラン（預金は誰が

決において絶大な力を発揮するのです。

●法務大臣認証ADR機関  
一般社団法人日本不動産仲裁機構  
電話03(3524)8013

●「相続診断士」資格実施団体  
一般社団法人相続診断協会  
電話03(6661)9593

解決は「思い」を話すことから